



四万十町再犯防止推進計画（概要版）

令和5年3月



1. 計画の策定にあたって

（1）計画の目的

犯罪をした者等*の中には、安定した仕事や住居がないなど、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。

その者の再犯防止には、刑事司法だけでなく、継続的に社会復帰を支援することが必要とされます。

四万十町においても、犯罪をした者等が孤立することなく、自分の地域に住み続けられるように、「四万十町再犯防止推進計画」（以下「計画」）を策定し、関係機関と一体となった支援を実施することを計画の目的とします。

【犯罪をした者等】

「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者」

（2）計画の期間

令和5（2023）～9（2027）年度（5年間）

（3）計画の対象者

・犯罪をした者等のうち支援が必要な者

2. 再犯防止等に関する施策の推進

（1）計画の推進体制

「四万十町再犯防止推進計画委員会」において、次の項目を推進する。

①計画や支援の状況を確認

②必要に応じて計画変更を町長に提案

（2）参考資料

区分	R2	
	再犯者数	再犯率
全国	83,384人	50.6%
高知県	451人	53.7%

（資料：高松矯正管区）

（他）就労・住居の確保、

保護司会充足率・年代別構成など

3. 再犯防止に関する支援

（1）町が推進する【重点課題】

- 1. 就労・住居の確保等
- 2. 保健医療・福祉サービスの利用促進等
- 3. 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- 4. 国・民間団体等との連携強化等

（2）重点課題に対する施策

3-1 就労・住居の確保等

- ・ハローワークの活用
- ・生活困窮者自立支援
- ・町営住宅への入居の検討
- ・高齢者住宅への入居の検討 など

3-2 保健医療・福祉サービスの利用促進等

- ・各種健（検）診の受診
- ・しまんと健康ホットライン
- ・重層的相談体制での支援
- ・法務少年支援センターこうち など

3-3 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等

- ・保護司会等への活動の支援
- ・社会を明るくする運動の推進
- ・再犯防止啓発月間の推進 など

3-4 国・民間団体等との連携強化等

- ・計画の進捗管理体制の確保
- ・公的機関等との連携強化
- ・町と刑事司法、更生保護関係団体との連絡会など

4. 資料編

計画策定の経過、委員会設置要綱、委員名簿、関係機関一覧 など